

インクルーシブ教育の5月のテーマ

障害の有無にかかわらず共に学ぶインクルーシブ教育について、海外の事情はどうなっているのだろうか。イタリアを始め、各国の障害児教育に詳しい大阪経済法科大(大阪府八尾市)の一本玲子客員研究員に解説してもらった。

一木さんが世界的な潮流に挙げているのが、国連が2006年に採択した障害者権利条約。教育については「障害者が自らの生活する地域社会で、障害者をインクルーシブし、質が高く、無償の初等中等教育を受けられること」と明記する。

「ただ、日本ではインクルーシブの意味が十分に理解されていない」と一木さん。障害のある子どもがどのような状況に置かれているのか、四つのパターンに分けると分かりやすいという。一木さんは欧州で一般的に使われる概念図を、障害者権利条約を基に修正し「インスト」した。

具体的には①【排除】学校教育を受けられず家庭や施設にいる②【分離】特別支援学校や特別支援学級に在籍③【統合】健全者中心に運営する通常学級に通う④【包摂】障害のある子どもを含む全ての子どもを尊重した通常学級に在籍するの4分類。

一木さんは現地を訪問したり、教育制度を調べたりして数カ国を調査。特別支援学校がある日本やドイツは「分



「通常学級に通う障害のある子どもを増やすべきだ」と訴える一本玲子さん

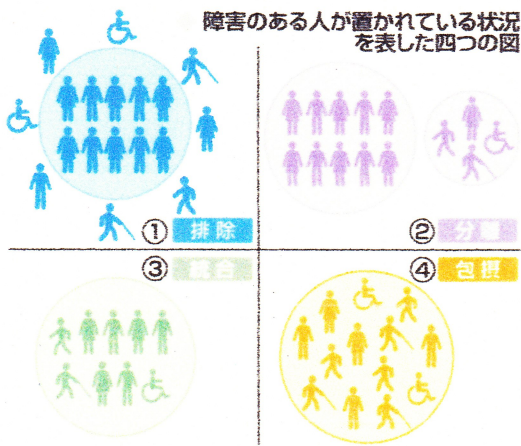
日本やドイツは「分離」通常学級が世界の潮流 授業法変え参加を保障

【分離】特別支援学校や特別支援学級に在籍
【統合】健全者中心に運営する通常学級に通う
【包摂】障害のある子どもを含む全ての子どもを尊重した通常学級に在籍するの4分類。

イタリアは障害のある子どもの99%以上が普通学級に在籍。特別支援学校は大幅に減っており、特別支援学級はないという。障害のある子は普通学級の一人として全ての時間を障害のない子どもと一緒に過ごす中で、必要な支援を受ける。

子どもたちは授業中、教室内を動き回り、話し合う時間が多い。計算の速さや正確さ、記憶量ではなく、意見をまとめて発表することが重視される。障害のある子が地域の学校に通えるようになったのは、1980年代後半の社会運動が契機だった。当時は、生活のために働く必要があり、学校に通えない子どもが多かった。社会運動の誰も排除しない学校を」という認識のもと、質の高い子、障害のある子ども地域の学校へ学べるように学校を改革した。70年代に重い障害の子にも門戸を開く法律ができると、特別支援学校から地域の学校への転校は一気に進んだという。

カナダのプリティッシュコロンビア州ではかつて、障害のある子は親元を離れて州立施設で生活するのが一般的



特別支援学校に 国連が懸念表明

国連は、障害者権利条約の締約国にインクルーシブ教育が行われているかどうかを審査している。2015年にはドイツに対し、障害のある子どもの多くが特別支援学校に通う教育制度について懸念を表明。英国には16年、障害のある子どもが増えていると指摘した。「他のクラスメートと混乱させる」とみなされる子の入学を学校が拒否したことも問題視した。日本は昨年審査がある予定だったが、コロナ禍で延期された。

教育は いま

浸透していた。

多民族国家のカナダでは、英語の理解力が低い子どもに配慮し、英文の難易度が異なる種類の教科書を準備。表紙は同じで、これを使っても同一の内容が学べるという。

一木さんは「包摂は障害のある子どものためだけではない。国籍や民族、性別などの違いが尊重され、みんなが安心して過ごせる」と強調する。

日本では教員が一言授業を行い、子どもが遅れないよう努めるのが一般的。インクルーシブ教育を実現している国について、一木さんは「他者と比較するのはではなく、子ども自身の成長を尊重するよう授業方法を変え、ることにより参加が保障されている」と話す。

(編集委員・西宮淳平)